

1967年度第42回宜野湾市議会定例会
会議録

1. 1967年度3月18日第42回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番 伊 保 清 安	2 番 天 久 盛 雄
3 番 石 川 真 六	4 番 渡 名 孝 康 仁
5 番 宮 里 敏 行	6 番 瑞 慶 寛 朝 村
7 番 比 嘉 盛 栄	8 番 又 吉 正 弘
10 番 稻 嶺 正 康	11 番 宇 次 富 盛 信
12 番 大 川 昇	13 番 知 名 朝 可
14 番 崎 間 正 篤	15 番 仲 村 春 仁
17 番 佐 喜 真 弘	18 番 比 嘉 義 定
20 番 伊 佐 徳 次 郎	21 番 仲 村 盛 光
22 番 古 波 蔵 清 次 郎	

3. 不応招議員は次のとおりである。

9 番 棚 原 憲 信	16 番 武 島 行 男
19 番 宮 城 盛 昌	

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席したものは次のとおりである。

市長	島袋 全一	助役	沢し 安一
収入役	奥里 将俊	総務課長	吳 屋好永
財政課長	仲村 春信	民生課代理	知念 和夫
民生課長	当山 全喜	経済課長	伊佐 友誠
観光課長	古波蔵 信三	都市計課長	島村 善幸
土木課長	島袋 善信	消防団長	大城 仁幸

7. 議会事務局の出席者は次のとおりである。

事務局長 宮城 光雄、書記 島袋 真由。

8. 議事日程は次のとおりである。

日程第1	会期の決定について。
日程第2	会議録署名議員の指名について。
日程第3 議案第4号	1967年度宜野湾市一般会計入出 追加更正予算について。
日程第4 議案第5号	1967年度宜野湾市上水道特別会計 入出追加更正予算について。
日程第5 議案第14号	1967年度宜野湾区教育委員会 入出補正予算について。
日程第6 議案第11号	物品購入契約を結ぶことについて。
日程第7 議案第12号	物品購入契約を結ぶことについて。
日程第8 議案第13号	物品購入契約を結ぶことについて。
日程第9 議案第8号	宜野湾市税条例の一部を改正する 条例
日程第10 議案第9号	宜野湾市公設市場使用料徴収 条例の一部を改正する条例。

日程第11号 議案第10号 宜野湾市住民登録施行条例の一部を
改正する条例。

日程第12号 議案第6号 1967年度宜野湾市土地区画整理事
業第2地区特別会計入抽追加
更正予算について。

議 長 出席14名、欠席8名であります。市町村自治法の第
53条によりまして、議会は成立致しました。依つて只
今より第42回宜野湾市議会定例会を開会致します。
直ちに本日の会議を開きます。(午前10時)

議 長 日程に入ります前に暫く休憩致します。(午前10時1分)

議 長 8番の又吉議員10番の稲嶺議員の出席を報告致します。

議 長 再開致します。(午前10時30分)

議 長 日程第1会期の決定について、おはかり致します。

議 長 休憩中にお話し申し上げました様に18日から4月8日
まで2日間と決定致したと思いますが御異議ご
ざりませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長 御異議ござりませんので左様決定致します。

議長 日程第2会議録署名議員の指名についてを上程致します。本件につきましては、議長指名によろしくござりますか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 指名致します。8番の又吉君、15番の仲村君にお願い致します。

議長 暫く休憩致します。(10時38分)

議長 再開致します。(10時45分)
日程第3 議案第4号を上程致します。一応朗読を省略いたしまして、理事者の取組説明を求めます。

助役 御説明申し上げます。今回提案致しておりますこの67年度の追加更正予算案につきましては、現在予算の年度の進行が後半に入っておりますので、現在の予算の執行の状況を充分検討致しまして、その入面につきこの当初予算との予算案に對しての進行の状況、或いは予算とかどめにつきは充分検討致します。それから出につきましても事業の進行等充分勘案致しまして、或いは執行不能のものに陥つたものとか、或いは不用額等につきは充分検討致しまして、更正を致さなければならぬと云う事はなりました。更正提案しておりますが、その内容は全部について検討は致しておりますけれども、今日公営住宅につきましては、まだその敷地の折衝中であります。まだ確定

致は世人の公営住宅に関しますところの分は今回
 提案でなくマッすれ 次回に御提案申し上げます
 とこういふふうに考えておりました。そのほかの款項目
 については、すべてお申上げた様は検討して提案を致
 しております。その内容になりますので、入におましましては、
 減額になっておりますが、これは増の方から一應プリント
 の順序をおいまして説明申し上げます。屑場手数料
 でございますが、使用料でございますが、これは屑場
 の使用料でございます。最近益々屑場の使用料の
 伸びる屑殺頭数の増加致しまして、当初予算より増え
 まりましたので、これを600頭、当初予算より増やし
 たのであります。それから政府支出金でございますが、これ
 は大幅な減額になっております。この理由は当初予
 算におましましては政府補助金の問題でございますが、
 政府の参考案にはないものも一応本市としては、それだ
 けの事業をやるんだと、その一応予算に一応計上してか
 ら政府とも折衝してぜひ獲得したいという考えで当初
 予算にたくさん予算を計上致しておりますけれども、実
 際問題と致しまして、政府の参考案が成立後は殆んど
 各市町村に対する予算の振り割りとなりますが、
 補助金の額を振り割りされている状況でございます。
 ですから増額するということは、実際問題として現
 在まで全然成果はあがっておりませんので、殆んど政
 府の案にあつただけしか執行でせなり様な状況にな
 っております。そのために当初予算定しておりましたところの
 びが出来ないとか、或いはこつちの予定していた額より適
 分減るものとかが、或いは様な結果が、生じております。その

内容を申し上げますと大山の高地排水でございますが、これは見積りがススこっちの方が概算見積りの方が少し大きかったために落札致しました結果当初の定より81,776.00に相当する分がこれは落札の結果による減になつておるわけであります。それから嘉数の中央の通りでございますが、この当初予算に計上しておりますけれども政府の補助金が全然これに對しまして交付されませんで執行不能という事になつて減額するほかをえなりのであります。それから愛知農道の2,248.00の減はこれも一応当初見積りおつた、工事費よりは実際に設計した額が少なくなりました。それにしつが、補助金が少なくなつておると言うことで減になつております。それから伊佐の排水でございます。これはオーグのレーの排水ロでござりますが、今日まで三、四年次に渡りまして、年次的に執行致してきておりますがあと下流に約1万弗位の工事を見積つてこれも是非、早くやりたつてという意味で予算計上してありますけれども、今回は政府の補助金が得ることが出来ませんで執行に終ざるために減額しているわけあります。それでその合計が土木事業の補助金に對しまして22,208.00と云う様な大幅な減を出してあるわけあります。それから失業対策補助事業に付しては当初の見積りより8,939.00の減をせざるをえなり状態になつております。これは、失業対策事業と云へばすと失業者の数に案分される予算でござりますのでこれは解結果的にいいますと失業者が減つたということにな

つてゐる訳であります。

それから、その他の補助金としては去つた前回の追加更正で更正致しましたところの清掃車の購入でござりまするがこれに伴うところの政府補助金で81,400の指令が参つておりますので今回追加してある訳であります。これは必要のものであります。それから政府委託金、これは諸の採苗圃の委託金であります。当初予算におさまして、これを産業補助金の方に入れましたが款項目がありませんので補助金から委託金に回してあります。

それからあと89の追加になりました結局総額からいいますと89の今回追加した分の結果になっております。

それから政府の事業に依ります所の漁業実態調査と云うのがありますが現在執行中でござりまするがこれに対して幾らかの政府委託金が交付されることになっておりますけれども額が未定の態に一応費目存置として81の計上しております。

それから講和前後補償の支拂いが既に一部始まつておりました。本年におさまして、現年度に於てこの支拂いを致すべく準備態勢を整えてやつておりますが現在の見通しにおさましては今年月末までにリストが終る様になっておまして、年度内にこれも支拂いおしなけれはなりませんのでこれに対する委託金を81,000の位現年度に於て見積つて居る訳であります。それから寄附金であります。これは特定の寄附金で道路のアスファルト舗装に対し

ますとこの地元の受益者からの寄附金であります
普天間といつますと神宮前のものが少し予算が当
初計画より少し減りまして、したがって地元貢
担も減ると言う事になります。

それから大山の一号線の方事務所に向うとこの
道路の舗装であります。これは当初見積り
算当初の概算見積りより少し工事量が溜え
まして、したがって、これも地元の受益者寄附
金も増額になっておりまして、これを追加してゐる
のであります。

それから雑収入であります。これは1967年度の予
算に計上されてゐるものの年度中の仕事が増
え、結局現年度に予算繰越をいたしました
のが現年度予算、これを執行致しまして、そして今
年度になって、その補助金が入りますとこれを
過年度収入として受けるわけがあります。これが
増えるのであります。したがって、予算繰越しは
小大分の超過補助金が全部入つて来るとい
うことになる訳であります。

これが7270.00と今回大きな追加額になって
おります。才入につきましては以上になります。が
次は才出に入ります。才出におきましては、特に
役所職員費の中であった協議会に於てお諮り
申上げました。様に67年度の7月1日市制
5周年に当たりますので、その市制5周年を記念す
べく、幾らか行事をもちたいと云う事で、皆様方と
もお話し合ひを致しまして決定致し、さういふ免

味でこれを執行致したと思ひまして、予算を計上して
おります。

これはどの行事の中にありますところの市制に対します
る功労者の表彰をやりたいと考えておりますが、その
の審査費として審査員に対する謝礼金、それから
市章市歌を制定したいという考えておりました、それに
対しますところのその審査委員に對する費用
弁償を計上して合計しまして、2,500.00 計上してあ
ります。

それから食糧費であります。最近非常に物価が
急にあがりまして、特に食糧、特に飲食物にしま
しては相当値上りを致しております。その為当初
予算の額ではまかない、まかなくなりまして、今回8,100.00
追加致した訳であります。

それから広告料であります。これは市章及び市歌を
公募する場合に広告しまして、広くこれを市内市外
を問はず、知らしてこれをいい市章市歌を求めたい
と云う考へて、広告をせたいと思つております。

それから備品費であります。戸籍は普通当用漢
字だけでは現在の代名の漢字を充分まかない、まか
せんので、特に特別戸籍用のタイアの爲に旧漢字
を戸籍整備をするためには必要になりますので、その
活字を新たに買ひたいと云う考へて計上してあります。
それから広報車の購入であります。これは現在広
報車ありますけれども中古車を買ひました為非常に
修理が多くかかりますし、殆んど又故障続き
でありまして、実際に、その広報車としての機能を果す

ことができませんので今回この現状ありますところの広報車と新しい車と替えまして、今後充分広報活動も致したいと云う考えで提案にありますが、

それから監査員の会の方でありますがこのは当初予算で見積つてありましたところの監査の日数がほぼ従来の日数を一応参考に計上されておりましたけれども現監査員があらゆる面における市の能力の増進と云う意味で充分各方面に監査をして頂きまして現年度中に少し足りなくなりまして、これを追加計上してあります。

それから固定資産評価員の方でありますがこのは委員給の方が大分減になっております。これは途中で職員が都合によりまして退職致しまして、その間補元に或程度期間がかかります。又、給料額も元めた職員よりは新しい職員の方が低くなりましてこれは減額になっております。しかし今回このまま申し上げました様に講和発効前の補償の支拂いに当りましては市町村でやるべき相応な事務量がござります。例えばリストがきますとこれを全部名寄せ致しまして名寄帳を作らなければなりません。

それから、又、こちらの請求額と実際の支給額との金額の相違等がござります様でござりますのでこれについては請求額が支拂い額より下回らないためには今で計算しておきまして、この比較検討する際は一応請求額の集計を始めてあります。この事務をたくさん事務がござりますので、これは臨

時職員を雇ひまして、又つた方と現在の職員を時間外勤務でせまして又つた方がどちらが能率が上がりそして確実であるかと言うことにつつま色々検討致しましたところ、こういう重要な事務には一寸臨時職員では能率が上がりませんし、又、色々違算等もまじてくるんじゃないかと、言うことになりました。今回、部内で充分検討致しましたところ、現職員の時間外勤務によってこの仕事をやってゆきまうと云うことになりました。この現職量を相当時間外にふりあけなければいけな事と、そして、又、この支拂い業務を担当しますところが、いゆる現在の資産係の方が財政課の中の資産係の方が担当致しますが、ここはいゆる新しい家屋の調査とか、あるいは地目の変更の調査とか、固定資産評価の色々な調査もそとでござりますので、その面は新しい臨時職員をあてまして、家屋の調査にあたらしうと云うことで、賃金の方に臨時職員としておそれの追加致しております。職員手当はさつと申し上げた様に現在の職員が講和発効前の支拂い業務のために、そりますところの時間外の追加でござります。

それから消防費であります。これは、一応予算執行の現在の状況を充分検討致すと、予算額がでると云うことになりました。減額をしております。

それから土木費であります。これは、本入の方で申し上げました様に、いゆる政府の補助金が得られなくなりまして、したがって執行不能に陥りました為により、以上の減額を致さざるを得ない様な状況になっております。これは、一部それに対する政府補助金をあつて計

画しておりました事業が之割の対応費を一応組
まれていますので、したがいまして、その対応費は予
算額におとすよりは現在まだ三ヶ月の期間がありま
すのでその対応費の分は執行できる事業に振りわけ
てつきたりとさうふうに組替えたいわけがあります。その内
容は道路維持補修にあたりましては、費金として
これは主に現在今回提案致しますことでござい
ますが市道の認定を提案致しますがその調査、
それから測量等が今後必要になりますので、こ
の臨時職員の給料を追加してあります。それから
工事請負費として一部現排水とか或いは道路
等が一部急に早く早急にこの一部修復とかい
うのは、これが大被害になる様な箇所が幾つか
ありますのでさういふところを、早めにやり止めて機能
を果させる為には被害を未然に防いこうと思ひまして、これは
長田の橋梁とそれから道路のとはぐみのところに修
復するかの額ではあります。そこを早急にやりた
いと思つて追加してあります。

それから道路改良費であります。これはさっき申
上げました減額の内容を示しておりますが大山の
が排水が大山の道路維持アスファルト舗装が当
初の見積りより千五百、四の多くなっております。それか
ら農業施設工事費がさっき申し上げました様に、
見積りより実際の差入れ額が減りましてこれは減
額してあります。それから番敷の農道番敷の中央
道路の全額これは執行できませんので減額して
あります。

それから排水工事であります。これは相対的に減にはなっております。その内容は一部対応費をもち今回施工致しますので、普天間の排水の甲蓋が270.006増にしております。

新しく執行するゆけであります。それから伊佐地内の底張り工事。これは既に整備されたところから一部破損が生じておりますので早く修理しないと、又全体に波及致しますために緊急にやるために必要があります。ために追加してござります。それから、伊佐地内の排水路の修理工事はこれはオーグマーの排水工事でございますが、全額これは補助金がないために削除致しております。

それから大山地内の排水の災害復旧工事。これはいわゆる予算額と執行額との差額を減額しております。

それからここに追加致しておりますのは伊佐地内の護岸であります。申しますのはこれはこの埋立の問題での場所です。土地住宅公社が今回やり出すところといゆる護岸との間に市が免許を受けた、約1,700～1,800坪の場所です。この現在排水があります。この排水をいゆる北谷側の護岸を一方の壁として一つの堤防としてこの反対側に護岸をつおゆけであります。それで政府から土地住宅公社としては、これはもう既に落札して近く着工致しますので、その場合に市有地の市が免許を受けた部分はあつゆけにはりかなりとある事で、是非今回その分は市の方の予算を計上して同時に施

エにまうり度いと当然市の市といふべきところ
でありますので今回これだけは護岸工事とい
ふ加改にありますが。

それから喜友名の排水路でありますがこの
部落内を通りまして主として部落の東側、いわゆる
普天間中学校の南側一帯から部落内を通って
流れる排水でありますがこの排水がここに整備
せよとところがありまして雨が降りますと道
路一面が排水溝と云う様な現状でありますので
これを今回改修してゆえたりというふうに考えてお
ります。これは単ハイツ線の横断とあるのは30号線
の用地内にも関係がありますので、いわゆる軍との認
可といたしますか。そういうものが必要になったら
これが相当期間が経過しておりますのでこれが実
際、という手続が出来て執行出来るかどうか非常
に不安もありますけれども、その場合には、これを外の
道路側溝にあけたら、この方も若しこれが不執行
になる恐れがある場合は別に使い度いということ、そ
の面の調査も現在進めております。対応費を巧く利用
しようという考え方で、そういう事で新しく計上した
ものであります。

それから需要費の方は殆んど減額になっております。
これは実際に執行してみても当然不用品と予想される
のは減額したわけでございます。

それから社会及び労働施設費であります。これは
款におきましては、81.4%の増になっております。
その内容を申し上げますと社会事業費が251.00

の増になっております。その内容は今回新といふ法と
しまして老人福祉法が出来まして、今後持にお年寄の
方々の福祉増進というものが大きな社会の社会事
業として今回法的にも裏づけられまして、当然これ
を施行していかなければいけませんので、お年寄りの
集りというものはどうしても自主的に老人クラブを
結成して、皆様方の福利増進を計りなさいと云う
ことは出来ない問題でありまして、初回でもあります
ので、是非これについては市としても当然お年寄の
方々のお世話をしなきゃいけないと思っ
まして、初回の老人クラブ結成に当りましては、お
世話をすべし市の方でやっちゃいけないという考え
で、予算計上したものであります。これは市の老人ク
ラブ連合会の結成大会の会場に使用します所の装
飾品の消耗品費が、~~2,160~~それからクラブ結成
にお集りなされる方々に対して、お茶をなしほうと
思ひまして、食糧費として、~~2,360~~を計上してありま
す。

それから労働対策費であります。これは、~~2,360~~の
減になっております。この内容は失業対策事業
の担当職員はこの項に当初計上してありましたが
これは工数の方にすべてくまわれておりますので
不用ということになりまして減額してあります。
賃金はこれは失業対策事業の賃金でございますが
この失業者の数の減によりまして、いわゆる事業
縮小によりまして、計の減であります。

それからその外消耗品が幾つか追加しなけれ

ばりけませんので追加してあります。これは備品
もこれは補助対象の備品でありますので是非買
わなければ又補助額が減にありますのでこれは
追加してあります。原材料が800円工事用の原材料
費でございます。

それから保育所の方であります。これが1,600.00の
増になっております。この内容は保育所の管理費
が1,100.00増になっております。これは現在運営致
しております所の野嵩保育所であります。が電気料
水道料が当初の予算は見積りが少し見積りの誤り
がありまして実際執行致しました所その金額では
まかなりまされなくなりまして追加したわけであり
ます。

それから1,500.00の工事請負費の増であります。が
これは現在建築中の大山の保育所であります。がこの
保育所の場所が周囲が丁度高い所です。ために周
圍が崖になっております。そこで工事を施工し地均ほ
しました所周囲が非常に崖崩れとあります。が崩れ
落ちる様な状況になりました。そこで保育所の周
圍の屏をつくるには基礎が非常に滑りの必要が
ござまいりまして下の崖からある程度石積みをして
その屏をつくる。ところの基礎を固めなければりけな
いと云う事になりました。これは当初見積つてなかつた
訳であります。が実際やってみまして。そういふ必要性を
感じまして今回石積み工事をやりたいと云うふうで追加
したのでござります。

保健衛生費であります。800.00追加してあります。こ

小は皆様方既に御承知と思ひますが普通不当投棄
 として我々が暮つております所の中域に行きますヨ5号
 線の側のいぬやう野藪のヒューパンタの側の道路側
 の庭捨場ではなりかもしませんが、現に庭の灰山捨
 まらぬ場所があります。ここは最近に至りましては非常
 にひどくなりまして、それが道路もなくなる位周辺に灰
 山野積みでございまして、時々庭が燃えまして、煙がもう
 立ちまして交通も大変支障をきたす見ても見苦し
 いところ、こゝに一つでは之れ位は来ましてなん
 とかがつておりましたけれども、実際問題としては、この之
 れ位ではどうにも効果が見えませんが、今回は
 それを捨てられぬ様に政府道でござりますので、一
 応政府の出先の工務建設事務所にもよく相談せん
 といけません、道路の側に捨てられぬ様な金
 網で鉄筋で金網があります。これをもう仕切りをして
 として捨てられぬ様にしまして、そこにある期間は監
 視人といひますか指導員というのをあきまして、そこに
 若し捨てる方がみえた場合には市としては、ちやんと北中
 城の方に市の捨場があるからそこに持っていくて捨て
 る様に場所の指導とかと云うことも必要とやなりかと
 思ひましてある期間、その指導員といひますか見張
 人といひますか、この金網とその金網を張る所の原
 材料費を計上してあります。こゝが600.00であります
 それから産業経費費であります。こゝはさつと申し
 上げました。諸の採面圃が当初予算では9.00計
 上してありました。追加、今回9.00しまして、こゝは政
 府全部政府の委託費でありますのでトータル予算で

あります。

それから病害虫防除が25%のこれは最近5号線一帯のいわゆるこの戦役非常に若松としてすくすくと青く茂っております。5号線一帯の松が最近殆んど松喰失にやられまして元の全滅の形勢になっております。そこでこれを早く防除しないと全琉球の全部の松に振がりまして殆んど琉球松が全滅する恐れがありますのでこれを早く防除したいという考え方で人夫賃を計上しております。それは薬品は政府から支給されますので、この切り撤しまして、これを薬剤処理する所の賃金を計上追加した訳であります。

それから共進会、これは去った協議会に申し上げました様に、今回共進会を農業だけの問題じゃなくして商工業のいわゆる条でありますところの商工祭とも一緒にしまして産業祭りというふうに今後執行していきたいというふうになります。共進会費の中からその行事的部面はこれを次にでてきますところの産業祭の方に移し替えたいということと産業経済費、共進会費の方は余興とかどう言う当日に回ります。経費は全部減額しまして産業祭りの方にこれをめりつてあります。そのための減であります。

それから商工観光費、これは23.5%の増になっております。これは宜野湾市の観光資源をつくるためにはどうしても名所、旧跡を整備復旧しましてそして宜野湾市の観光資源をつくることによりまして、いわゆる宜野湾市の発展につながりますので、今回この基数

高台の参道をつくるために、8700.00の当初予算に
 ありましたが、これはいよいよ今後都計とか或いは
 公園等にフルと充分検討する必要がありますた
 めに、今とこれ位の経費でそこに施設物をつく
 と、将来色々障害が出る様な心配恐れがして
 この分と、それから今回真志吾にありますが、有名な
 森の川を復元しまして、その名所旧跡を広く沖繩
 全体、或いは本土にも知らすためには、この現在あ
 ります所の水タンクの位置が昔のいよいよ羽衣伝
 説のあるところの泉の所になる様であります、そ
 こを取りこわしまして、そして昔の森の川の姿に、え
 そうと、言うことで文化財保護委員会とも充分
 連絡とりまして、そして、今後は文化財の指定も
 受けるという色々打ち合わせは、どうして、復
 元のためには、そう、専門家、の意見も色々拝聴
 しまして復元した方が、いいと、言う事で、その設計
 等、フルとも専門家の方の設計を得まして、これを
 復旧して、いきたりと、言うことで、その設計手数料と
 して、8720.00、さっさと申し上げました、8700.00があり
 ますので、これを併せまして経費としましては、8200.00
 の予算で、この森の川を修復して、いきたりと、言うふう
 に追加してあります、それから講習会費、次は殆んど
 予算執行上、再検討しました、結果既に執行を
 終了しまして、予算残と、言うものが、現在見通しが、ついた
 のは、全部減額してあります、講習会費は、これは
 一応、今年度、に於いては、以上で、次の講習会は、
 必要ない、と、言うことで、以上で、おわり、度、ということ、で、こ

水も減にしております。

それから商工展示会も既に執行済でありますので結果は出ておりますので不用品を減にしております。

それから商工業の実態調査も同様でございます。

それから街灯の方も同様であります。

それから需要費の方も実際に執行した不用品であります。

それから産業祭費にかけゆき、今回初めて宜野湾市の名物行事として今後行なりたいと云う産業祭であります。この方は一部差し替えたいと云う所はこの部面でございます。これは今の所行事と致しましては市行事としましては柔道大会、それから花火打上げると云う様なことになっております。この方は色々検討致しました所、宜野湾市全体の産業祭でありますので、どうしても宜野湾全体が歡心をもつて、そして産業祭を意義あらしめようためには宜野湾市は従来斗牛の名産といります。斗牛の盛んなところありますので、その機会に斗牛大会を当初の計画は、その斗牛大会は組合の自主的な斗牛大会にしまして市は幾らかこれを後援しようというふうな考え方で、最近まで進めて、そのように予算を組んで認めてあります。最近色々各方面の御意見を伺いますと、これは市の産業祭として、その斗牛は従来観光料としての普通徴収しなりのものが、まあまあつりかに組合自体の自主的な興行と、かつ一般民からはどう受けとけなれないか、と云う事がありまして、これはやはりこれを諦めようといひます。か多

額の金額で牛を借ると言うことは従来も色々批判もありましたし、どういふこととも困るので、戦前指分け式の場合には宜野湾市全体の牛が参加してその時は参加することが名誉であつて何の裏付けも保証もなかつたんだと、いふ事も昔同様にと、いふ事にはいけません。けれども、そこらへんも加味しまして出場する牛が誇りをめづり出して、もうたいてい、いふ面も我々整調しましてこの金額に付しては、600-で今後、いふことをやってみようといふふうな話し合いの結果、昨日決定致しましたので、この面について施火を金額削りまして、フスマ、鎌等の牛に配する賞品を全部削りまして、この斗牛大会の脂料預料に、それから斗牛場の脂料預料に組替えたり、いふふうな、後で全部組替えたり、いふふうに考えております。その他については別に当初の構想とこの予算に盛り込まれる構想と変りはありません。その点だけ変りますので、あとで差替えたりと思ひます。

それから市場費であります。これは実際の予算執行の結果、不用になります。改正不用減になります。所を減額した訳であります。施設費であります。公設市場の漆食の塗替であります。これは結局執行致しました。所、これだけの不用がございまして減してある訳であります。これは執行終つております。負担金、これは農林協会の分、解散しまして、農林協会の負担金は不用になった訳であります。しかし畜産協会と、いふのが新たに

でござまして新たにござりません。これが先年の当初計画してありましたが、これは色々増がござるの増をしなけければいけなくなりまして、これにござるの増をしてあります。

それから市の貯蓄増強懇談会協議会に対する負担金これは御承知の様に毎年政府の指導によりまして之月一ぱりです。貯蓄増強運動と云う運動が展開されております。それで宜野湾市に於きましては各金融機関と市が一諸になりまして、その運動の盛上りにつりて一諸になつております。この協議会は構成は各市内の金融機関、それから市と云うふうになりましてその事業は管内のパレードです。等を行ひまして、この趣旨の徹底に事業をしようとする事になりましてこれに対する市の負担金を計上した訳であります。これは一応は實際は執行は終つた様な所でございます。事業としては終つておりますが経費はまだ出してござりませんので一応御了解を得たいと思ひます。事業そのものは終つております。

それから選挙費これは實際執行によりましてこの不用減正出してあります。

公債費であります。これも追加で1,860.- 計上してあります。この理由は大山の体育所の建築費が今因初年度に一部償還しなけければ之っぱり初年度から償還しなけければいけなうと云う翌年度から償還するものと考えておつたのを直ぐ本年度から償還が始まらなけければいけなうと云う事とそれ

から市庁舎の建築資金であります。これは借入期間が10年となっておりますが、銀行の規定によりまして60％は前半でかえさなければいけなうと云う様な規定になっている様でございますが、我々は10年元金均等償還しようと考えて予算計上した訳であります。ところが、そう云う事情によりまして追加せざるを得なくなりまして追加した訳であります。それから諸支出金は、81,499.1の減になっておりますが、これはある行政区の再編成によりまして新しい区に對しましては事務所建築に當りましては市からの補助をしていくと云う従来の政策によりまして本年度は1箇所はどこかつくさんして、それと云う訳で補助金として81,400.1計上してあった訳であります。が、現在のところ本年中に執行する所が、ない様でございますので、不用になる事になりますので、減額した訳であります。以上大體づかに御説明申し上げましたので、以上で終りたいと思っております。

議長 本案に對する質疑を許します。

議長 暫くの間 休憩致します (午前11時39分)

議長 再開致します (午前11時40分)

議長 本案につきましては、質疑の段階で継続審議と致したと思っております。が、よろしいですか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので継続審議と致します。

議長 次は日程第4議案第5号、1967年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算を上げ致します。本条につきましては直ちに理事者の趣旨説明を求めます。

金城工務部長 議案第5号につき御説明致します。才入の面につきましては別に前回と異なりございせんが才出の方を御説明申し上げます。配水費の方で時間外が増になっておりますが、5号線地域の配水管工事が5月から着工されるので、西側の工事監督とかどうなのを見込んで一応増にしてあります。

それから手数料の方です。これは大山の配水管工事が完了してこれも消毒費としてポストエッジニヤからの請求が大体300-位と4月位にかつましてそれが増になっております。

修繕費の方もこれはポンプ施設が色々故障なんかもございましてこれも一応見込んでございします。備品費の方でも漏水探知機がこれは、各家庭の主に貸住宅関係ですけれども非常に屋内漏水が多いとそう言う訳で現在前回の250-計とされておりましたが、まあ正確な漏水探知機にしようとのことでこれも漏水探

知機の方としてこれだけ増にしております。給水費の方ですけれども、変更給の方で、おろしたものは、これは当初、ベースアップの点で、一応不足していましたが、これをこれだけ計上致しました。給料の方で、おろした減になつておりますのは、これは7月1日から採用する職工を新採用する計画でしたが、これが8月1日になつて、これだけの不用減になつております。

それから職員手当と時間外の方で、おろした増になつておりますのは、現在土木とか都計とかどうなう建設工事に伴う施設の維持管理として、それから漏水修理とを兼ねるの時間外を見込んでござります。

賃金の不用減の、おろしたものは、当初の工人常時雇う計画でしたが、人を減らしてしまつて、これがこれだけ減になる見込みでござります。

燃料費の方は、これは施設が伸びるにいたつて、維持管理も相当な広範囲にわたるし、これだけの車輛がフルに動く、と云う訳で、これだけ見込んでござります。

修繕費の、おろした減と申しますのは、これは当初、メーターの修理として計上していただいたのが、当初予算に比べて、現在はこれだけ不用減になる見込みとして計上してあります。

総務費の方で、変更給の不用減も同様、これも8月1日採用の分に対して、これが8月9月になつて、どうなうふうには減になつております。旅費の

8,500.00の不用減はこれは日本水道協会の総
 会に出席するとう旅費で組んでございましたが
 それが今回は見合す事に致しまして、これを
 減にござります。この職員の当分の
 時間外8,500.00はこれは諸帳簿の整備とか
 或いは滞納整理をこれから強化していくと
 云う事を見込んで8,500.00の増を見込んで
 ござります。賃金の8,500.00はこれは今迄の滞納
 簿とかどういふものを整理すると云う意味
 からしまして臨時雇傭する300人の8,500.00を計上
 してござります。それだけ増に見込んで
 おります。

燃料費の8,200.00の増に対しては、これはポンプ
 室が2箇所ござりまして昼夜間停止開始
 に使用する関係で当初予算に比べてそれだけ
 車輛燃料の方が相当使用されるとう様な
 事を見込んで計上してござります。

印刷費の方で8,100.00減になつておりますの
 はこれは前年度からの帳簿の繰越しとかさ
 ういふものござりましてそれだけ減なつて
 おります。

それから款内係の建設改良費の方で8,100.00
 の減はこれは相対的にみた施設の修繕工費
 場合の減とかどういふ訳で至に配水施設
 の方で不用減になつておりますのは当初計画
 したのが落丸額に対してそれだけ不用減にな
 つておりますのでこれを今度より線地域の給水

施設が地域の割に相当長い距離を要すると
需要者の割に相当の工費を要する事で特
に給水施設が莫大な費用がかかるという
事でこれを、200.00大巾にアップしてあります。
給水施設の原材料の方で、~~403~~一割減にな
っておりますのは、去った資材の当初見積額に
対して落札額がこれだけ減少した事です。
以上で終わります。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫くの間休憩致します (午前11時50分)

議長 再開致します。 (午前11時59分)

議長 午前の日程はこれで終ることに致します。尚午後
は2時から再開致します。

議長 暫くの間休憩致します。 (午前11時59分)

議長 再開致します。 (午後2時。0)

議長 出席17名、定足数に達しておりますので午後の会議
を開きます。午前に連続しまして議案第15号の1967
年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加
更正予算案の質疑を許します。

議長 質疑がなければ質疑を終りたりと思ひますが御
異議ござりませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 異議ありませんので質疑を終り討論に入ります
討論も省略したと思ひますが御異議ござり
せんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ござりませんので討論も省略致します。

議長 議案第5号1967年度宜野湾市上水道特別会計
才入才出追加更正予算案に対しては原案通り
議決する事に御異議ござりませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ござりませんので原案通り可決する事に決定
致します。

議長 暫く休憩致します (午後2時04分)

議長 再開致します (午後2時24分)

議長 日程を変更致します日程第5議案第14号1967年

度宜野湾教育区入出補正予算案を繰上ります。以下
順次日程を繰下げ度々と思いますのでよろしくお願ひ
致します。

議長 議案第14号 1967年度宜野湾教育区入出補正予算案
を上程致します。
本案に対する理事局の説明を求めます。

市長 御説明申し上げます。
婦人将校クラブ。その入におきまして22,000-
の寄附金がございます。これを計上してあります。
雑入の部で教育税の止滞金の増が24,800-で
計33,800-の増補正増になります。入におきま
しては、24,800-の補正増額になります。これは普
天間中学校に特殊学級を編成するために仮校舎
の建築費、款での連合負担金の減は当初連合
区自体で指導員をおりて学事指導に当る予定
でありましたが、これが出来なり見直しになりまして、
負担金の減でございます。
それから予備費からバートルを減にいたしまして、
予備費が1,682-バートルと云うことになりまして、補正
の合計が716,334-バートルに補正前の額が33,800-
バートルで合計719,691-バートルと云うことになってあり
ます。

議長 本案に対する質疑を致します。

議長 質疑も残りようございますので、質疑を終り、討論を省き、なにと申しますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、質疑を終り、まして討論を省略し、表決に付します。

議長 議案第10号 宜野湾区教育委員会入才出才補正予算につきましては、原案通り可決することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので、原案通り可決することに決定致します。

議長 暫くの間、休憩致します。(午後2時27分)

議長 再開致します。(午後2時28分)
日程第6、議案第11号 物品供給分契約を結ぶことについてを上程致します。

議長 暫く休憩致します。(午後2時28分)

議長 再開致します。(午後2時30分)
議案第11号につきまして、次の日程第7号 議案第12

号物品供給契約を結ぶことについて並みに関程第8
の議案第13号同じく物品供給契約を結ぶことにつ
いて一括上程致します。

議長 暫くの休会致します。(午後2時30分)

議長 再開致します。(午後2時31分)

議長 本案に対する理事者の説明を求めます。

倉庫長 議案第11号について説明致します。これは、5号線沿の
水道施設を本会計年度で完了するため去る2月の2
3日に指名競争入札を行なって福山商事が落札
決定致しましたので契約締結を結ばれたい。その場合
は社を指名致しまして入札者の5名と云々(注)結果に
福山商事さんが落札決定致しましたので契約締結
を結ぶことについて皆様の議決を求めるとござい
ます。同じく議案第12号この方は異形管類と直管類
と異形管類に分けてこれは排水施設を主に排
水施設の接合部に当っているわけでありであります。
これも同じく2月の23日に指名入札を行なって入
札参加の5名の指名に対して6社ござりまして、真玉
橋万寿宮の方が落札決定致しましたのでこの方と
契約を結ばれたいと思っております。

議案第13号同じく5号線沿りのこれは主に給水
資料の鋼管類でござります。これも2月の23日に入
札を行なって同じく5社の指名による入札参加

者がこの社で宮真商事、宮城真実さんが最依頼額落
札決定致しましたので契約を結ばないと思ひます
皆様よろしくお願ひします以上であります

議長 本案に対する質疑を許します

3 番 11号、12号、13号、今の説明を聞きますと入札参加
が5社、それから6社、3社となっておりますが、業者
別内訳、各業者の入札金額、市当局の見積り額、これ
を御説明願ひます。

議長 暫く休会致しなす。 (午後2時35分)

議長 再開致します。 (午後2時41分)

宮城工務局長 さまざまな答弁に間違つた所がござります。訂
正致します。15社指名した中で10社の参加で、鑄
鉄管管類が

3 番 一寸さつて下さい。今、数量何号ですか

宮城工務局長 第11号です。

3 番 10社参加した人ですか、さまざまな説明で5社
といった人が、確かですか。

宮城工務局長 参加が10社です。

3 番 だから 確実には、5社だったのが間違えて10社ですか。

金城工務
係長 入札参加した。

3 番 一寸待つて下さい。返事して下さい。5社と説明したのは10社ですか今の訂正は。

金城工務
係長 10社の中5社。

3 番 訂正する必要は有りませんか？

金城工務
係長 前に5社と申しましたけれど

3 番 参加は変わりない訳ですね。

金城工務
係長 参加は変わりないです。
入札結果を申し上げます。万年社の方で金管の分の
入札結果 万年社貿易部の方で30,280.1トル 共同商
会27,531.1トル、福山商事26,992.2トルで沖能
岩谷商会で30,554.1、第一産業30,800.1トル
以上が入札結果でございます。

3 番 当局の見積りを願います。

金城工務
係長 市の定価価格が27,150.1トル

3 番 次の案件願います。

金城工務係長

入札したのが5社です。

議案第12号の異形管類の方はこれ10社の参加で入札に加わったのはこれは訂正致します前6社と申しましたけれども7社でございます。

入札結果を申し上げます。福山商事入札額9,850.-トール。沖繩岩谷商会8,900.-トール。中部コティリイティ9,500.-トール。共同商会9,910.-トール。第一産業9,900.-トール。万年社8,240.-トール。琉金商事8,800.-トール。市の予定価格が9,250.-これで琉金商事の方の8,800.のトールが落札になった。これは当局として資材メーカーの指定を致しましたのですけれどもこの方のメーカーが指定外のメーカーで入札を行ったのが落札になりました。2番目の最低価格者万年社を落札決定とした訳でございます。

次に議案第13号の鋼管類これを訂正致します。3社と申し上げましたのですけれども4社です。入札結果を申し上げます。宮奥商事入札額9,200.-トール。中部コティリイティ9,230.-トール。万年社10,670.-トール。琉金商事9,267.-トール。市の予定価格が10,250.-トールでございます。宮奥商事の最低価格が落札決定と致しております。以上御説明申し上げます。

議長 休憩致します。

(午後2時50分)

議長 再開致します。

(午後12時55分)

議事第11号第12号第13号に対する質疑を終ることに御要議ございませんか。

(要議なしと呼ぶ)

議長 御要議ありませんので質疑を終ります。
議案第11号物品供給契約を結ぶことについて討論を行います。討論を省略したと思いますので御要議ありませんか。

(要議なしと呼ぶ)

議長 御要議ありませんので討論を省略致しまして表決に付します。
議案第11号物品供給契約を結ぶことについて表決に付します。原案通り可決することに御要議ございませんか。

(要議なしと呼ぶ)

議長 御要議ございませんので左様決定致します。

議長 議案第12号同じく物品供給契約を結ぶことについて討論を行います。
討論を省略したと思いますので御要議ございませんか。

(要議なしと呼ぶ)

議長 御要議ありませんので討論を省略することに致しまして表決に付します。議案第12号物品供給契約を結ぶことについてを表決に付します。原案通り可決することに御要議ござりませしか

(要議なしと呼ぶ)

議長 御要議ありませんので本様決定致します。同じく議案第13号に対する討論を行ないます。討論を省略致したと思いますが御要議ござりませんか。

(要議なしと呼ぶ)

議長 御要議ありませんので討論を省略致しまして表決に附します。議案第13号物品供給契約を結ぶことについてを表決に附します。原案通り可決することに御要議ござりませんか。

(要議なしと呼ぶ)

議長 御要議ありませんのでこれを決定致します。

議長 暫くの間休憩致します (午後2時58分)

議 長 再開致します。 (午後2時58分)

日程第9議案第8号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例についてを上程致します。

議 長 暫くの間休会致します。 (午後2時59分)

議 長 再開致します。 (午後3時)

議 長 本案に対する理事者の説明を求めます。

財政課長 御説明申し上げます。市町村税法の57条が改正されました。57条の2に所得割の納税義務者の税額控除の規定が設けられております。

この市町村税法の改正に伴いまして市税条例の一部を改正する必要があります。

よく御審議をお願いします。

市税条例の中味について一丁御説明申し上げます。28条は、これはすべて控除額になっておりますけれども現在まで28条の8号、11号これについては、課税所得額から80,000円を控除としようということになっておりますが、自治法では80,000円を対象として控除しなければならぬという規定がありますので、以上御説明を終わります。

今のは間違いました税法でございます市町村税法

議 長 本案に対する質疑を許します。

議 長 暫く休憩致します (午後3時2分)

議 長 再開致します (午後3時5分)

議 長 議案第8号につきましては、質疑を終り討論を省略したと思いますが御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長 御異議ありませんので質疑を終りまして討論を省略することに致します。

議 長 議案第8号 宜野湾市税条例の一部を改正する条例についてを表決に附します。原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議 長 御異議ありませんので表決決定致します。

議 長 次は日程第10 議案第9号 宜野湾市公設市場使用料徴収条例の一部を改正することについてを上程致します。

議 長 暫く休憩致します (午後3時6分)

議長 再開致します (午後3時10分)

議長 本案に対する趣旨説明を求めます。

栗江 繁
このことについて御説明申し上げたいと思っております。これについては、提案の理由にもありますように今は職員1人が今、市の課に3名職員がおりますけれども、私を入れて1人が朝はその帳票を整理し、午後はその徴収と失礼しました。3名職員がおりますけれども、1人の職員はその専従みたいな職員でござりますと申し上げますのは、昨日徴収したのを午前中で帳票を整理致しまして午後は又徴収に行くと翌日は午前中はその整理と午後はこゝと一人の職員はもうそれつきりでござります。それで条例を改めまして1ヶ月前拂りしてもうとそれには勿論前々から細命にも色々その話し、説明もしてござりますけれども、又、その額において幾分前拂りと云う形が安くはなる訳でござります。一例を申し上げますと今の3坪3坪の店舗が現在月8800のものが年額86400の仙になるのを今度は月拂りに致しまして7000にした場合には8200と差引11000の仙は収入は減となる訳でござりますけれども、その分は1人の職員はその他に色々活躍出来るんじゃないかとそう言う意味でそう言う具合に使用料を考えてござります。額については入年でござりますけれども、他の店舗と第2条の2でござります。その2の場合には

例えば今でも一軒ござります。一間ござります。
これは入口の丁度名隅に当りまして入口の間口がな
りとういう所は特例を設けようと言う訳ござ
ります。それと第3条でござります。これは今申し上
げました様に使用料の毎月来日迄に納めるとその
説明は私 皆様 の御免思ひがあらは承りたいと思
っております。

議長 暫くの間休会致します (午後3時13分)

議長 再開致します。 (午後3時20分)

議長 本案に対する質疑を求めます。

議長 ノ 審

ノ 審 只今の説明によりますと市場の使用料の徴収
これは職員を1人 (はつきりせず)
ござりますか私は当局が市場の方々と充分お話
してはなすかどうか。

商工観光
課長 先程申し上げましたように一応役員会に二回程
開かれましてその役員会の中かでその旨 充分説明
してござります。しかし役員の方は賛成したようで
ござりますけれども一応全総会において諮らな
ければ最終的にどうのこうのと云うと云うことはリ
ンカぬますとそういうこと正しければそれで終

会にはまだ、かかってありません。

ノ 香 おそらく今のうたのうちですね。これは1月前の前納といふことになっておる訳ですね。

高工親水
録 香 そうでございます。

ノ 香 このこととですね。聞いた範囲では現業者が果して、その徴収、今後前納した場合に後からの問題、この公設市場はこれからどうなるかの発展段階にある訳です。このことについて是非この問題をとですね。皆さんが取つてゐる敷金と云うのは、どういふものでしょうか。

高工親水
録 香 敷金はです。例えは、例えは、とございません。事実でございます。このやめられる場合あの電気料、あやうな形でございましょうか。水道料金とかですね。そういふのに使用するために30日分のと云うことで拂つておられます。

ノ 香 それは条約に明記されておられますか。

高工親水
録 香 はい。そうであります。

ノ 香 電気と水道料金と明記してありますが、

高工親水
録 香 電気、水道料金とは百に思ひます。

／ 番 皆々 責任ござりますか。
電気、水道料金は止滞した場合には、

商議部長 はい、ござります。

／ 番 皆々 人に責任がありますか。
電気、水道料金を押付けたりで途中から移転した場合に、皆々 人が払う訳ですか。家賃だけが皆々の責任なのかそれとも電気水道料まで皆様の責任かどうか。

助 役 電気、水道の料金の滞納責任と云う意味ではございません。例えば、こう云うことでござりまして使用しておりました人が主に電気料でございますが、長いこと滞納致しまして電気を切断せよと訳であります。その方が出て行ってしまひまして、あと使用者が入ってくる場合にこの電気をつなごうとしても前の人の滞納があります場合には電気が連結出来なために必要な使用が出来ないと云うことになりまうので、市場をなるべく空かせるためにどう云う若し電気料を人が滞納の場合に敷金に付しては委任状をとつてあります。その委任状によりましてこれから電気料に或は水道料金に充てようとか云つた、こう云う意味でござります。

／ 番 又、私が申し上げたのは、敷金は前納しますとね、それから今、10日に前納した場合に、これは勿論、今先云つたようにしてそれを後拂の前納した

場合に於てその後からその業者がそはり一括して払う
人だということですね。困りはしなうかどうか。その後の
ですね。色んな弊害。そういう面も考えておられるか
どうか。又職員の間でそれと云っている人だとい
うふうに大義名分を打ち出してありますけれどもその
面から考えた場合にその使用料がどの辺考えてあ
られますか。業者がほんとにスーズにですね。1ヶ月分
こうして払うということなんですよ。それに対してスーズ
にほんとに、前納して一括して払う場合には業者が
スーズに払えるかどうか。

商工課長

それ日総会があると思いますのでそこで全組合員
にも色々説明申し上げたいと思っております。

ノ 香 (聴取不能)

議長 休憩致します (午後3時20分)

議長 再開致します (午後3時26分)

議長 議案第9号につきましては、質疑の段階で継続審
議と致したと思いますが御異議ござりませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ござりませんので継続審議と致します。

議長 暫くの間休会致します (午後3時27分)

議長 再開致します (午後3時30分)

議長 次は日程第11、議案第10号、宜野湾市住民登録
施行条例の一部を改正することについて上程致し
ます。

議長 暫くの間休会致します (午後3時32分)

議長 再開致します (午後3時33分)

議長 本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

助役 御説明申し上げます。現行条例にありましては、
そこにあります様に年に6回と決まっております回数を決
め、各世帯の住民票との照合を義務付けておる訳で
ありますが、実際問題と致しまして今までの経過から
も見てみた場合に事実上実施致してはならない様な現
況であります。尚、これをその通り実施すればなりま
すと現在の定数職員だけでは全然不可能でござい
まして職員外に臨時を雇ひまして実施し従来
もやっていた訳であります。回数からのみだけでは
事実上不可能な状態でありまして又経費も相当な
多額の経費がかかります。その為には住民の実態
の把握ということも年1回では充分把握でござい
ません。と云う見解に立ちまして今回これを年

1回以上と云うふうには必要に依りましては2回も出る
様にはして回数の確保をやなくてやに少し融通
性をもちましてゆきたいと云う考えで改正提案致し
てゐる訳であります。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫く休憩致します。(午後3時35分)

議長 再開致します。(午後3時42分)

議長 議案第11号につきましては質疑を終り討論を
省略したいと思つますが御異議ござりませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ござりませんので質疑を終り討論を
略して表決に付します。

議案第10号 宜野湾市住民登録施行条例の一部
改正することについてを表決に付します。

原案通り可決することに御異議ござりませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長 御異議ありませんので右様決定致します。

議長 日程第12につきましては、案件がまだ揃っており

ませんので変更致しまして、次に日程の第11を繰上げて12にしたいと思ひます。

議長 暫く休憩致します (午後3時42分)

議長 再開致します (午後3時44分)

議長 日程第12 議案第6号 1967年度宜野湾市土地区画整理事業第2地区特別会計才入才出追加更正予算案を上程致します。

議長 本案に対する理事者の説明を求めます。

議長 暫く休憩致します (午後3時45分)

議長 再開致します。 (午後3時45分)

会計課長 御説明申し上げます。最初に才入の方から御説明申し上げます。

之款の政府支出金でございますが、前回までの予算額は50,000-ドル追加更正予算額は19,769-ドルこう云うふうになっております。この補助金の増額と云いますのは、之款1項1回街路工事です。既に完成しました道路の66年度工事だったのが67年度に繰越された分でございます。之款1項1回街路に24,769-ドル、それから都市計画の補助金50,000-ドルと云うことになっております。

次に繰越金でございますが、また400トルの減になつておりますが、それは、66年度の決算に於ての減の額でございます。雑収入これは、66年度の増額でございますが、これは予金利息でございます。自然に増えた訳でございます。

それから雑収入、4200トルの増額になつております。これは、今第2地区の整地工事を承けておりますが、この一、二履石に出来る様子を、適当な石がございます。これを買い戻しと云う人がおりました。これを処分してございます。

石代が30.000トドル、それからブルドーザー整備の必要がございます。整備致しました。所不要な金、夫類結局スクラップとして12.000トドル売つてございます。

計、4200トドルの収入になつております。

次に支出に移ります。支出のうち燃料費、608.000トドルの減になつております。これは、当初予算で、余分に見積らしたと、さういふ結果になつております。借入換料の500.000トドルの減になります。24節の工事請負費、5.656.000トドルの増額でございます。この増額は、67年度の工事に整地工事、これが請負にまゐる分が増えた、さういふ事になつております。

次に2月の道路橋梁費でございます。同じく24節の工事請負費が223.310トドルの減になつております。この減と云いますのは、2款1項、1目、街路工事に、工事費3.041.000トドル、今年度の施工の分が、区画街路費、区画整理の道路工事費です。これは277.716トドル、さういふ様になつております。3月の補償費でございます。

が、公債ノートの増額にはなっておりますがこの当初予算の場合に一応この補償費を計上してみたいと考えておりますが、今度政府に補助申請の場合に設計致しました所、諸細部の値上げとそういう様な関係で増額になってきております。次に公債費でございますが、利子の方で公債ノートの減になっております。これは借入金のなでございまして、借入時期がよくなった為にこういうふうな金利が下つて来ております。

次に予備費でございますが予備費の公債ノートの減、これも別に予備費をこれだけ削減しても支障はないと思ひまして削減してございます。

以上簡単に御説明申し上げます。

議長 本案に対する質疑を許します。

議長 暫くの附休を取ります。(午後3時50分)

議長 再開致します。(午後3時55分)

○ 審 支出の方の第2回と3回の方であります。

質問致します。道路橋梁費が2,231.44トドルで減で補償費の方が、公債ノートの増になっておりますが、その点につきまして、道路のこの減はどう云つたものであるか、先ずこの点から御説明致します。

都計課長 御説明申し上げます。

先ず道路橋梁費の2.231.000の減になっておる理由でございますが当初予算で一応区画街路でございまして延長はかかなくて大体10本とそういう様になっておりますが当時の一応年度別にどこから施工しようとする様になっていた処が一応一部変更致しましてその地域内での街路の変更がありまして本数においては12本なっておりますが距離が短かくなつておりますので施工区域の変更です。その為この減になって来ております。それに補償費の増額の分に対してです。先程も御説明申し上げました様に一応物価の上昇とこの賃金の値上げと云うことになっておりますが又、この設計においても当初何も基準を掛はありませんが一応市の考え方設計をいたした訳でございますが一応政府に提出致しましてその基準がないといけなから一応那覇市の設計基準に基づいて設計評価してくれと云う事になりました。一応何こうのに合わせ設計した関係で云う様に増額なっております。

8 番 まだ、はっきりわからぬ訳ですが結局第2地区については道路計画の方はまだまだ多くさんあると思う訳です。その道路橋梁費を削ったのは入札に安くなった訳です。それと道路はこれだけでいいと云う訳です。

都計課長 いや、それとは関係ございません。一応やらなれとい
けなり訳でございますが、その今の予算の範囲内で
振作したと云う事になった訳でございます。

お 審 一 案だけ聞きますが、2回と3回とは関係なりですか
結局道路費を減らして補償費の見積りが結局
過剰見積りしたので、この道路費を削って補償費
に充てたという関連はありますか。

都計課長 そう言う関連もございます。何故、補償費にこれだ
け増額したのかは、いけなかつたかと若しそう
あれば、移転費を減らして充てたんじやないか
と云う考えの方も知れませんが、この墓地は早目に移
転したければ、整地工事が出来ませんし、又、道路の
設計が出来ませんので、どうしても移転が先だ
と、そう言う考えから、67年度で、この全部墓地の
移転をして、そして残りの整地工事と道路工事
は68年度で全部完了する予定であります。

お 審 政府の補助金関係は、何かにどう云った関係は
ありますか。

都計課長 いや別にございません。

議 長 議案第6号につきましては、質疑の段階で継続審
議を致したかと思ひますが、御要議ございませんか。

(要議なしと呼ぶ)

議長 御要議ござりませんので 継続審議と致します。

議長 暫く休憩致します。(午後4時10分)

議長 再開致します。(午後4時10分)

議長 本日の日程が全部終了致しておりますので、これをもちまして終了致します。尚、20日月曜日の午前10時より再開致します。どうぞ御苦勞様でした。

議長 散会 (午後4時10分)